

日本顎口腔機能学会雑誌 投稿規程

平成 5 年 6 月 27 日制定

平成 21 年 11 月 28 日改正

平成 25 年 4 月 21 日改正

平成 27 年 7 月 4 日改正

1. 総則

- 1) 本誌に投稿する著者（共著者を含む）は日本顎口腔機能学会会員に限る。ただし、編集委員会が特に認めたものはこの限りではない。
- 2) 原稿の種類は原著論文、臨床報告、口演後抄録、特集記事、総説、連載講座、視点、トピックスとする。口演後抄録は学術大会での発表内容を記録するものである。総説、連載講座、視点、トピックスは編集委員会の依頼によるものである。
- 3) 原稿の内容は顎口腔系の諸機能に関するもので、他誌に未発表のものに限る。
- 4) 投稿された原稿は、原則として編集委員会で査読する。なお、口演後抄録は査読を行わない。
- 5) 原稿の採否、掲載順序は、編集委員会が決定する。

2. 倫理規定

- 1) ヒトを対象とした研究は、「ヘルシンキ宣言」の倫理的原則に従って行われていること。「臨床研究に関する倫理指針（厚生労働省）」に準拠し、所属施設の倫理委員会ないしそれに準じた機関の承認を得たものであり、承認した倫理委員会等の名称が明記されていること。被検者あるいは患者からインフォームドコンセントが得られており、その旨が明記されていること。
- 2) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法令や関連の指針に従うこと。固有の名称等、個人情報は匿名化されていなければならない。もし、匿名化が困難な場合は、あらかじめ被検者あるいは患者の同意を得なければならない。
- 3) 動物を対象とした研究は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（文部科学省）」ならびに所属施設の動物実験に関する指針に則ること。
- 4) 著作権に関する法令や条例を遵守すること。他者が作成した図表、文章などを引用する場合は出典を明記しなければならない。

3. 利益相反

本文の文末に利益相反に関する事項を記載しなければならない。

4. 原稿の投稿

- 1) 投稿原稿は電子ファイルとし、下記送付先宛に E-mail に添付して送付する。なお、編集委員会が認めた場合は、郵送による投稿を受け付ける。
- 2) 1 編の印刷総頁は臨床報告で 6 頁以内、原著論文、特集記事、総説、連載講座、視点、トピックスで 10 頁程度とする。口演後抄録は 2 または 4 頁とする。なお、編集委員会が認めた場

合はこの限りではない。雑誌の体裁はA4版の2,256字詰めであり、1ページにつき400字詰め原稿用紙5枚を目安とする。

3) 掲載された投稿原稿，表，図は原則として返却しない。

5. 証明書等の発行

1) 編集委員会に到着した日付で原稿の受付を確認する文書を発行する。

2) 掲載する巻号を記入した論文掲載証明書は採用が決定した後に発行する。

6. 著作権

1) 本誌に掲載された論文，記事，抄録の著作権は本学会に帰属する。

2) 本学会が必要と認めた時や，著者あるいは外部からの申請があった時は，編集委員会で審議し，転載，複製，公衆送信等の著作物の利用を許諾することがある。

7. 掲載料および別刷

1) 基本掲載料を原著論文，臨床報告は1頁6,000円とする。ただし原著論文の印刷総頁が10頁を超過した場合，超過した頁については1頁10,000円とする。なお，表，図，写真，トレース，文字の写植，カラー写真，ならびに著者の責任による組み替え料は著者負担とする。

2) 別刷は50部以上とし，費用は著者負担とする。ただし，依頼原稿は無料とし，別刷100部までを贈呈する。

8. 校正

著者校正は原則として初校のみとする。組み版面積に影響を与えるような加筆，変更は認めない。

9. 原稿の様式

投稿原稿は次の様式に従って執筆する。準拠しない原稿は加筆，訂正を申し入れる。また却下する場合がある。

1) 原稿は，口語体，新かなづかい，A4判横書きとする。

2) 記載は表題，著者名，所属，抄録，キーワードおよび本文とする。

3) 表題が30字を越えるものは，ランニングタイトル（30字以内）も記載する。

4) 上記以外は「投稿の手引き」による。

10. 原稿送付先

日本顎口腔機能学会雑誌編集委員長宛とする。

〒770-8504

徳島県徳島市蔵本町3-18-15

徳島大学大学院医歯薬学研究部顎機能咬合再建学分野

松香 芳三 宛

E-mail: matsuka@tokushima-u.ac.jp (@は小文字としてください)

TEL:088-633-7350

FAX:088-633-7391